

# 文教委員会資料⑦

## 1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (12) 議案第86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

## 議案第 86 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

### 1 条例改正の背景

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 104 号）

### 2 改正内容

上記 1 に伴い、乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするもの

### 3 施行期日

令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行

## 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 3 月 26 日 条例第 41 号</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止等)</u></p> <p><u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第15条～第27条 略</p>	<p>○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 3 月 26 日 条例第 41 号</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>[条を加える]</p> <p>第15条～第27条 略</p>